

資料3 第23回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第23回河川保全利用委員会(H20.12.4)審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第23回委員会での審議結果	第24回河川保全利用委員会 審議内容	第24回委員会 配布資料
1)現地調査	●現地調査を実施した。	—	—	—
2)第22回委員会の 整理事項	●「資料3 第22回河川保全利用委員会 審議事項整理表」の審議事項を確認し、承認した。	—	—	—
3)河川敷利用の基 本理念・基本方針に ついて	●「資料4 河川敷利用の基本理念・基本方針について」を説明し、審議を行った。  【基本理念】 ・1行目から2行目にかけて「そのような」という文言が2回出てくるので、後の方を「こうした」にした方がわかりやすい。 ・1行目から2行目にかけて「そのような環境を享受しつつ」とあるが、文章的にわかりにくいように思うので「そのような環境に育まれた」としてはどうか。  【基本方針】 ・(5)「自然環境の復元」を「供用前の自然環境への復元」とすればどうか。	—	●本日出された意見を反映させて、これで確定することとする。	—
4)河川敷地占用許 可申請・審査の手引 きについて	●「資料5 河川敷地占用許可申請・審査の手引き抜粋資料」を説明し、審議を行った。  ・表紙は琵琶湖河川事務所(河川保全利用委員会)とすべきである。 ・3ページの一番下の④で「委員会は、委員会を開催して」とあるが、「委員会」という言葉は組織に対しても使用し、また会合に対しても使用するため、この2つの用法が重なると読んでいくことになるので修正した方がよい。 ・3ページのフロー図の「2. 意見照会書の付託」で矢印が2本あるが、左の矢印はいらないのではないかと。 ・3ページのフロー図に「3. 現地見学」とあるが、議事次第では「現地調査」となっているので、文言を統一すべきである。 ・5ページのフロー図の一番下に「ニュースレター」とあるが、「委員会ニュース」に修正する必要がある。 ・7ページの「(1)審査表原本の作成」の2行目が「収録する」と「する」が重複しているのを削除する必要がある。	●この審議にて、最終意見を述べたこととする。	—	—
5)第3期河川保全利 用委員会の委員構 成等について	●「資料6 第3期河川保全利用委員会の委員構成等について」を説明し、審議を行った。  ・委員構成は従来のもままでいいのではないかと。 ・委員候補の推薦については、案一2は時間的に非常に難しいことから、委員長・副委員長が中心となって、各委員の意見も伺いながら進めていく。	●委員構成は従来のもまとする。 ●委員候補の推薦については、委員長・副委員長が中心となり、各委員の意見も伺いながら進める。	—	—
6)平成19年1月18 日付け意見書に基 づく報告	●「資料7 占用許可申請説明書抜粋資料」にて守山市からの報告及び河川管理者からの補足説明を行った。  —	●時間の関係上、報告及び説明に留め、審議は次回からとする。	—	—
7)河川管理者による 審査対象案件概要 説明	●「資料8 審査対象案件概要説明資料」にて河川管理者から概要説明を行った。  —	—	—	—
その他	●「資料9 今後のスケジュール」について説明した。  —	—	—	—
一般傍聴者からの 意見聴取	●一般傍聴者からの意見はなし	—	—	—

※ 6)以降は、委員の途中退席により委員会成立定数を充足しなくなったことから、懇談会として進行を行った。

資料4 審査表

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	自由記入欄	
A 基本理念と基本方針等の検証	A1 基本理念	A11	基本理念	基本理念の内容を満足しているか。	
	A2 基本方針	A21	基本方針	基本方針の内容を満足しているか。	
	A3 意見書	A31	継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。(改善のための計画を策定したか。)	
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性	B11	必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	
		B12	適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	
	B2 代替性	B21	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	
		B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	
		B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	
	B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	
		B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	
		B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。		
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たか(得るのか)。		
C 占用施設の計画と利用者等からの検証	C1 占用施設利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したもののか。	
		C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。(例えば、駐車場の舗装の代わりにチップ材を使用しているなど)また、地形の改変は、環境・治水・利水に配慮して必要最小限に留められているか。	
		C17	構造物の安全	施設を構成する道具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	
	C2 利用者	C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	
		C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	
		C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	
		C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	
		C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	
	C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	
		C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	
		C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	
		C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	
		C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	
	C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	
	D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。
			D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。
			D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺土壌の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。施設構造物等には有害化学物質を使用していないか。
			D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。
			D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。
			D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。
D12			地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	
D13			整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	
D14-1			陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動物植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	
D14-2			水生生物	占用区域とその周辺における水生動物植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	
D15		生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低い。		
D16		環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。		
D17		作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。		
D18		無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		
D2 治水		D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	
		D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流量を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	
		D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	
		D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。		
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。		
	D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。		
	D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。		
	D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。		

※「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

平成 19 年 1 月 18 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二 様河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 竺 文彦占用許可申請に対する意見書  
(守山市 野洲川小浜河川公園)

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵琶調第 28 号にて意見照会の  
ありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設  
の占用許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事  
項を具申いたします。

## 対象施設の概要

施設の名称	野洲川小浜河川公園
場 所	守山市小浜町地先 (右岸 1.2km 付近から 1.5km 付近)
占用施設	多目的広場、緑地広場、坂路
申請者	守山市
占用面積	17,268.0 m <sup>2</sup>

## 1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづいて、河川改修時の「地域分断」に対応した地元交流の場として地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、多目的広場、緑地広場であり、設置されて以降、施設利用について大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は関係住民が中心であるため、地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況を見ると、多目的広場は利用され整備もされているが、この上流側にある緑地広場は整備状況から十分に利用されていないと見られる。また、野洲川河口部に近いため、この施設の駐車場を利用して、低水護岸上から魚釣りをする釣り人が多い。

当該箇所は、野洲川河口部に近い、河川敷の高水敷の占用箇所であり、とくに冬季には琵琶湖からの鳥類の飛来が多く見られる部分である。また、環境面を考えると、高水敷の全幅を占用した利用であるため、生物の生息環境をとくに縦断方向に分断する影響があると考えられる。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考えられる。

このため、土地を供出した開削河川である経緯や地域の強い要望がある現状から、すぐに対応することは難しい面はあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考えられる。

ただし、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する選択肢が考えられる。このような配慮が十分になされた場合には、継続占用は可能と考える。対話集会では、中州を観察する施設、ワンド構造の変更、水遊びの施設などの「川とのふれあい」の設置要望が寄せられていることから、従来のスポーツ・レクリエーション施設のみでなく、川遊びを含めた川とのふれあいができる自然公園的な施設など、「川でなければできない利用」を含め、利用形態の改善を検討されたい。おおよそ2年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えられる。

### 【占用許可期限の更新についての意見】

- ①多目的広場の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。
- ②多目的広場などの占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し、河川管理者は協力すること。
- ③「代替地の検討」または「川とのふれあいへの検討」の報告期限を2年とし結論を確認すること。

### 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ①占有者が利用実態を十分把握していないので、把握を行うよう指導すること。
- ②河川利用の課題が多く見られるので、公園利用のあり方について占有者、関係住民と議論を行い「河川のあり方」を示すこと。

2. 検討の経緯

平成18年1月16日		意見照会書の受理
平成18年1月20日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認
		委員による意見交換
平成18年3月3日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成18年8月31日	意見交換会	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成18年10月3日	委員会	委員による占用許可期間更新について協議

以上

平成 19 年 1 月 18 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 笠 文彦



占用許可申請に対する意見書  
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵琶占調第 28 号にて意見照会の  
ありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設  
の占用許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事  
項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川改修記念公園
場 所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8km 付近)
占用施設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場
申請者	守山市
占用面積	23,097.01㎡

## 1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、旧野洲川南流の締切箇所ので防を安定させるためと、非常用土砂等を備蓄するために、堤防の裏側に盛土をした野洲川南流側帯に設置されたものである。

占用施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が設置され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されている。

当該箇所は、河川敷に位置しているが、高水敷ではなく堤防の堤内地側（側帯）に位置する部分の占用である。このため、「川でなければできない利用」の観点からは、河川の自然環境に与える影響は少ないと考えられる施設で、生物の生息環境の連続性を分断する恐れも少ないと判断する。

当委員会は、スポーツ施設等の本来河川敷以外で利用されるべき施設は縮小していくことが原則であるが、野洲川改修の歴史的経緯を経て昭和63年から設置され、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図れている現状と、水害歴史を紹介する場としての観点から、継続使用が妥当と考える。さらに利用者の利便性を考慮した施設の有効利用と駐車場に関する改善を要望するものである。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えます。

### 【占用許可期限の更新についての意見】

①グラウンドゴルフ場はあまり利用されておらず、維持管理も十分でない状態である。利用を図ることのできる形に変更するか、返却の検討をされたい。また、他の野洲川河川公園の代替候補地点として検討をされたい。

### 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

①占用施設のための駐輪場、駐車場が設置されておらず、来場者は、道路上に駐車している。対話集会では、駐車場設置の要望が多く寄せられており、駐輪場、駐車場の整備を検討されたい。

## 2. 検討の経緯

平成18年1月16日		意見照会書の受理
平成18年1月20日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認 委員による意見交換
平成18年3月3日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成18年8月31日	意見交換会	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成18年10月3日	委員会	委員による占用許可期間更新について協議

以上

平成 19 年 1 月 18 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 竺 文彦



占用許可申請に対する意見書  
(守山市 野洲川川田河川公園)

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整詔占調第 28 号にて意見照会の  
ありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設  
の許可期間の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事  
項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 (左岸 5.3km 付近から 5.9km 付近)
占用施設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、坂路、管理 道路
申請者	守山市
占用面積	34,152.40㎡



## 1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場であり、設置されて以降、施設利用に大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は関係住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況については、グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。また、駐車場に車を停め、低水護岸を川まで降りて川遊びをする家族連れも見られる。

当該箇所は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めた環境面を考えると、とくにグラウンドゴルフ場は占用区間が長く、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考えられる。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえ、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考えられる。

このため、地域の要望や利用者の必要性が高い現状から、すぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考えられる。

ただし、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する選択肢が考えられる。このような配慮が十分になされた場合には、継続占用は可能と考える。従来のスポーツ・レクリエーションとしての利用のみでなく、川遊びを含めた川とのふれあいができる自然公園的な施設など、「川でなければできない利用」を含め、利用形態の改善を検討されたい。おおよそ2年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えられる。

### 【占用許可期限の更新についての意見】

- ①スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。
- ②占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態を含む施設に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し、河川管理者は協力すること。
- ③「代替地の検討」または「川とのふれあい可能な利用形態への検討」の報告期限を2年とし結論を確認すること。

### 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ①占有者が利用実態を十分把握していないので、把握を行うよう指導すること。
- ②多くの利用者を考え、駐車場設置場所に身障者駐車スペースの設置と駐輪場の設置を検討すること。
- ③トイレのスロープなど仮設構造物は周辺景観に配慮すること。
- ④河川利用の課題が多く見られるので、公園利用のあり方について占有者、関係住民と議論を行い「河川のあり方」を示すこと。

## 2. 検討の経緯

平成18年1月16日		意見照会書の受理
平成18年1月20日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認 委員による意見交換
平成18年3月3日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成18年8月31日	意見交換会	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成18年10月3日	委員会	委員による占用許可期間更新について協議

以上

今後のスケジュールについて(平成20年度～平成21年度)

委員会回数 審議内容	平成20年度												平成21年度															
	4月	5月	6月	7月	第21回 8月	第22回 9月	第23回 10月	第24回 11月	第25回 12月	第26回 1月	作業会 2月	第27回 3月	4月	第28回 5月	第29回 6月	作業会 7月	第30回 8月	第31回 9月	第32回 10月	第33回 11月	第34回 12月	第35回 1月	第36回 2月	第37回 3月				
河川敷利用の 基本理念・基本方針					→							公表																
河川敷地占用許可 申請・審査の手引き					→							公表																
野洲川小浜河川公園 (守山市) 更新									諮問	審議	→		意見書 提出															
野洲川小浜河川公園 (守山市) 報告									○ 報告																			
野洲川川田河川公園 (守山市) 更新									諮問	審議	→		意見書 提出															
野洲川川田河川公園 (守山市) 報告									○ 報告																			
野洲川改修記念公園 (守山市) 更新									諮問	審議	→		意見書 提出															
野洲川改修記念公園 (守山市) 報告									○ 報告																			
野洲川ふれあい 広場(野洲市・守山市)													申請説明書 作成依頼・受領		→			諮問									意見書 提出	

※野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市が連名で許可受け)の占用許可期限は平成21年9月30日までとなっています。